

都大評収第1号  
平成21年4月17日

都留市長 小林 義光 様

都留市公立大学法人評価委員会  
委員長 大谷 哲夫

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく都留市公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第22条第1項の規定により定める業務方法書については、申請のとおり認可することが適当である。